

「小学校・中学校社会科デジタル副読本用教材制作業務委託」
プロポーザル実施要領

1. 業務名

小学校・中学校社会科デジタル副読本用教材制作業務委託

2. 目的

現在、真鶴町で使用している社会科副読本（カラー製本）について、令和2年度に改訂したものであり、作成から5年経過している。また、新学習指導要領に対応したものに内容を更新するものである。

更新後の社会科副読本は、製本せずデータで利用することを基本とし、真鶴町小・中学校においてはApple社製のiPad（第10世代。画面サイズ10.9インチ）上のPDF閲覧ソフトを利用して閲覧することを前提として制作する。

また、社会科副読本は、小中学生が自分たちの住んでいる身近な地域や真鶴町について学び、理解を深めるための重要な教材であるため、本業務は、イラストや写真などを用いるとともにデザイン、レイアウトなどにも工夫を凝らして、読みやすく、使いやすく、分かりやすい表現で内容が理解されやすいものとする必要がある。

3. 業務の概要

(1) 業務の仕様

別紙「小学校・中学校社会科デジタル副読本用教材制作業務委託仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書については、選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(2) 履行期間

契約締結日から2026（令和8年）3月19日（木）までとする。

(3) 納品先

真鶴町教育委員会教育課

(4) 事業規模（提案上限価格）

名 称 小学校・中学校社会科デジタル副読本用教材制作業務委託

上限額 2,970,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

※本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※提案は、提案上限価格を超えないものとする。

※本事業は、2024（令和6）年度、0債務負担行為事業であり、2025（令和7）年度事業完了後、完成検査に合格をした後、支払いとなります。

4. 契約方法

一般公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 担当事務局

担当部署 真鶴町教育委員会教育課教育総務係
所在地 〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩 172 番地の 8
電話番号 0465-68-1131 (代)
E-mail kyo_kyoikusomu@town.manazuru.kanagawa.jp

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去 3 年（令和 3 年度から令和 5 年度）以内に本業務と同種又は類似業務について、受注実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 真鶴町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 8 号）の規定による暴力団、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

7. 実施スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、次のスケジュールで行うものとする。

※状況により変更する場合がある。

実施内容	日 程
実施要領の公表	2024（令和 6）年 12 月 2 日（月）
質問書の受付期限	2024（令和 6）年 12 月 9 日（月）午後 4 時まで
質問書への回答	2024（令和 6）年 12 月 16 日（月）
参加申込書の提出期限	2024（令和 6）年 12 月 20 日（金）午後 4 時まで
参加資格結果の通知期限	2024（令和 6）年 12 月 25 日（水）
提案書の提出期限	2025（令和 7）年 1 月 14 日（火）午後 4 時まで
審査の実施（予定）	2025（令和 7）年 1 月 22 日（水）
評価結果等の通知（予定）	2025（令和 7）年 1 月 31 日（金）
契約締結日（予定）	2025（令和 7）年 2 月中

8. 参加申込方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下、「参加事業者」という。）は、指定期日までに真鶴町に参加申込をすることとする。

(1) 受付期間

2024(令和6)年12月2日(月)から2024(令和6)年12月20日(金)午後4時まで

「5. 担当事務局」まで郵送又は持参すること。郵送の場合は、提出期日の指定時刻までに到着すること。

(2) 提出先

「5. 担当事務局」に記載の担当事務局とする。

(3) 提出書類

①参加申込書〔様式1〕 正本1部

②会社概要書〔様式2〕 正本1部

以下の項目は必ず記載すること。

- ・商号又は名称
- ・本社、支所（支店）所在地
- ・技術者数
- ・業務内容
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）
- ・直近の財務諸表1年分

※ただし、真鶴町指名参加登録（令和5年度・6年度）がなされている事業者は、登録番号のみ記載し、直近の財務諸表については、省略可

③会社案内パンフレット 正本1部

④業務実績調書〔様式3〕 正本1部

9. 質問の受付・回答方法

仕様書等の内容に対する質問については、次のとおり行うこととする。なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな参加事業者からの質問には、回答しないことができるものとする。また、回答に対する再質問は受け付けない。

(1) 受付期間

2024(令和6)年12月2日(月)から2024(令和6)年12月9日(月)午後4時まで

(2) 提出方法

「質疑応答書（質問用）」〔様式4〕に必要事項及び質問を記入の上、「5. 担当事務局」のE-mailアドレス宛に送信すること。なお、E-mail送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

2024(令和6)年12月16日(月)までに、質問者及び回答日において参加申込書を提出している者全てに対し、E-mail又はFAXにて回答する。併せて、真鶴町公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

(4) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び企画提案書の作成提出に必要な事項に係る諸条件に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

10. 提案書等の提出

真鶴町から参加資格通知書を受けた者（以下、「提案者」という。）は、次により提案書等を提出することとする。

(1) 提出期間

2024(令和6)年12月25日(水)から2025(令和7)年1月14日(火)午後4時まで

(2) 提出先

「5. 担当事務局」記載の事務局とする。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（提出期限必着とする）

(4) 提出書類（別紙 **企画提案書等作成要領**を参照すること）

①企画提案書〔様式5又は任意様式〕

②参考見積書1・2〔様式6又は任意様式〕

③参考見積書内訳1・2〔様式6又は任意様式〕

(5) 提出部数

・製本1部及び正本をPDF形式に変換したデータを格納したCD-R1枚（ただし、CD-Rで提出するPDFデータには印影不要とする。）

(6) 留意事項

- ・企画提案書の正本表紙には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。
- ・参考見積書の正本には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。
- ・個別名の掲載の禁止。プレゼンテーション資料は企画提案資料に限るものとし、個別名が特定できる文言は掲載しないものとする。
- ・企画提案書は、後述する審査における説明資料とする。
- ・参加申込書提出後に辞退する場合には、参加辞退届出書〔様式7〕を提出すること。
- ・提出された企画提案書等は返却しません。
- ・企画提案書等の作成・提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

11. 審査の実施方法

(1) 審査は別に設置する審査委員会において、2025（令和7）年1月22日（水）に実施する。

(2) 委託者の選定にあたっては、事業者から提出のあった企画提案の内容や、事業者からのプレゼンテーション及び事業者へのヒアリング（非公開で実施）内容に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、選定する。ただし、ヒアリング出席者は3名以内とする。

12. 評価方法

(1) 評価基準

審査に当たっては、以下の点を重視して総合的に評価する。

ア 見やすさ（〇〇で見やすいレイアウトであるか）

イ 使いやすさ（小中学生が利用しやすいように、できるだけスクロールが少ない画面レイアウトやズームアップ表示などの工夫がされているか。キーワード検索やページリンクなど、小中学校の授業やタブレット学習で利用しやすい工夫がされているか。）

ウ 構成等（記事とイラストや写真等の撮影スケジュール等の計画性、実現性）

エ 業務実績及び業務体制（業務への適応性、業務実績、業務の信頼性等）

(2) 受託候補者の選定

オ 審査方法については、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

カ 審査結果に基づき、総合評価点数において、最高点を得たものを契約候補とする。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とし、同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。なお、参加事業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として選定する。

13. 審査結果の通知

提案者に対し、書面にて審査結果を通知するとともに、審査結果については、遅滞なくホームページ上に公表する。ただし、参加事業者が2者の場合、相手方の得点は公表しない。

なお、審査の内容に対する問い合わせは受け付けないものとする。

14. 資格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

(1) 提出期限までに企画提案書を提出しない場合。

(2) 提出書類に虚偽・不正の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出を行い、追加、修正等の指示に従わなかった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

15. その他

(1) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として提案者に帰属する。

(2) 企画提案書等の作成、提出、その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 企画提案書等の提出を受けた書類は、提案者に返却しない。

(4) 感染症等の感染拡大状況及び社会情勢の激変等の状況により、本実施要領の手続き等の一部を変更する場合がある。その場合は、別途、参加事業者へ通知するものとする。

(5) 参加申込書及び企画提案書等の審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

16. 遵守事項

- (1) 提案者は、原則として本業務の全部を第三者に委託することはできない。ただし、一部について再委託する場合は、事前に真鶴町の承認を必要とする。
- (2) 真鶴町から提示した資料や質疑応答などで得た情報等は、他に流用・提供することを禁じる。他自治体等を含め、外部に情報が漏れないように管理すること。
- (3) 辞退の場合、又は提案後に選定がされなかった場合は、真鶴町から提示した資料等は速やかに確実な方法で処分すること。
- (4) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議の上決定することとする。

17. 連絡先

神奈川県足柄下郡真鶴町岩 172 番地の 8

真鶴町教育委員会 教育課

電話番号 0465-68-1131 内線 434・435

E-mail kyo_kyoikusomu@town.manazuru.kanagawa.jp